

報告第8号

平成30年度武蔵村山市の健全化判断比率及び資金不足比率 について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成30年度武蔵村山市の健全化判断比率及び資金不足比率を、別紙監査委員の意見を付けて報告する。

令和元年8月28日

提出者 武蔵村山市長 藤 野 勝

平成30年度武蔵村山市の健全化判断比率及び資金不足比率

1 健全化判断比率

単位：％

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (12.86)	— (17.86)	△0.2 (25.0)	— (350.0)

備考 ()内は武蔵村山市の早期健全化基準の数値を示したものである。

2 資金不足比率

(1) 下水道事業特別会計

単位：％

資金不足比率
— (20.0)

備考 ()内は武蔵村山市の経営健全化基準の数値を示したものである。

(2) 都市核地区土地区画整理事業特別会計

単位：％

資金不足比率
— (20.0)

備考 ()内は武蔵村山市の経営健全化基準の数値を示したものである。